

○ 議事日程(第5号)

- 1 議案第47号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について
  - 2 議案第48号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について
  - 3 陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情
  - 4 陳情第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書
  - 5 陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
  - 6 陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情
  - 7 発委第2号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
  - 8 発委第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
  - 9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 10 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 11 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
  - 12 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

---

○ 出席議員次のとおり(13名)

1番	小林 央 君	8番	高田 佳久 君
2番	白鳥 金次 君	9番	渡辺 正男 君
3番	山本 岩雄 君	10番	西 宗亮 君
4番	湯本 晴彦 君	11番	小林 克彦 君
5番	高山 祐一 君	12番	布施谷 裕泉 君
6番	望月 貞明 君	13番	山本 光俊 君
7番	徳竹 栄子 君		

---

○ 欠席議員次のとおり(なし)

---

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤光男 議事係長 田村英則

---

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	小松健一君
教育長	柴草隆君	会計管理者	渡辺千春君
総務課長	小林広行君	税務課長	山崎和彦君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君
教育次長	山本和幸君	消防課長	町田昭彦君

---

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(山本光俊君) ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

---

議長(山本光俊君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、6月25日の議会運営委員会に、議会側から7件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

ここで議場整理のため、暫時休憩します。

(休 憩)

(午後 2時00分)

---

(再 開)

(午後 2時02分)

議長(山本光俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 議案第47号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について

2 議案第48号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について

議長(山本光俊君) 議事に入ります。

日程第1 議案第47号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について及び日程

第2 議案第48号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの2議案につきましては、去る6月20日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

それでは、常任委員会審査報告をいたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和元年6月27日

山ノ内町議会議長 山 本 光 俊 様

総務産業常任委員長 望 月 貞 明

1. 委員会開催月日 令和元年6月24日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審査議案

議案第47号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件、令和元年6月20日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 4. 経過及び結果

審査区分 議案第47号、議案第48号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の過程について、若干説明させていただきます。

議案第47号、議案第48号の両議案とも、本年10月1日からの消費税8%から10%に引き上げに伴う料金改正です。また、料金改正について、町側から、水道事業等運営審議会に諮問し、5月15日に、消費税等の税率改定に伴い、課税対象になっている水道料金、下水道使用料等について、税率の引き上げ分を水道料金、下水道使用料等に転嫁する今回の料金改定は妥当であると判断し同意するとの答申を得ているという説明がございました。

常任委員会審査では全会一致で可決しました。皆様のご賛同をお願いいたします。

**議長（山本光俊君）** これより委員長報告に対し、一括質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

**9番（渡辺正男君）** 9番 渡辺正男です。

委員長にお聞きします。

審査の過程で、委員の皆さんからどんな意見が出たり、やりとりがあったかその辺ちょっとわからないので、お願いしたいと思います。

**議長（山本光俊君）** 望月総務産業常任委員長。

**総務産業常任委員長（望月貞明君）** もし消費税が上がらなかった場合はどうするのかという質問がございました。

**議長（山本光俊君）** よろしいですか。

質疑を終わります。

議案第47号について討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（山本光俊君）** 討論を終わります。

議案第47号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第47号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

**議長（山本光俊君）** 起立11人で、多数です。

したがって、議案第47号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第48号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第48号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第48号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(山本光俊君) 起立11人で、多数です。

したがって、議案第48号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 3 陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情

議長(山本光俊君) 日程第3 陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情を上程し、議題とします。

陳情第4号につきましては、去る6月14日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

それでは、陳情についての常任委員会の審査報告を行います。

令和元年6月27日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

総務産業常任委員長 望月貞明

#### 陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

#### 記

1. 受理番号 第4号
2. 受理年月日 令和元年5月15日
3. 件名

(陳情第4号) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情

陳 情 者 東京都新宿区四谷二丁目8番地  
全国青年司法書士協議会  
会長 半田久之

4. 付託年月日 令和元年6月14日

5. 審査結果 不採択すべきものと決定

それでは、陳情の結果について、若干説明させていただきます。

さまざまな意見が出ましたが、主な意見を紹介させていただきます。

普天間基地の辺野古移転が妥当と考えているので、辺野古移設建設工事中止に賛成できない。日本国内に米軍基地の必要の可否及び普天間基地の代替が国内に必要か否かの議論を行い、基地が必要なら沖縄に偏在しないようにするとしているが、この考えに賛成できない。基地は、軍事戦略上から沖縄に多く設置されているのである。普天間基地の基地使用停止を求めているが、日米安保条約から普天間基地は米国の権限に属し、実現性は非常に難しい。また、普天間基地の沖縄県外・国外移転を求める考え方も実現性に疑問がある等さまざまな意見が出ました。

以上から、陳情第4号を採決したところ、全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。皆さんのご賛同をお願いいたします。

**議長（山本光俊君）** 質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

**9番（渡辺正男君）** 9番 渡辺正男です。

委員長にお聞きします。

審査の過程で、役場の担当課といいますか所管の方の出席を求めて開催されたかどうか。それから、自分たちででもいいんですが、陳情者のほうから送られてきた資料以外の情報も検討した上で議論をされたか、それから審査に要した時間、お願いしたいと思います。

**議長（山本光俊君）** 望月総務産業常任委員長。

**総務産業常任委員長（望月貞明君）** お答えします。

役場の担当部課からの説明は、委員会として招致いたしませんでした。それから、ほかの資料を参考にしたかどうかについては、新聞記事等を参考にさせていただきました。審査時間については、40分から50分ぐらいかかっていると思います。

以上です。

**議長（山本光俊君）** ほかにありませんか。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、委員長報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

それでは、討論を行います。

陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情を不採択すべきものとの総務産業常任委員長の報告に対し、反対の立場から討論いたします。

米軍普天間飛行場、これは沖縄県宜野湾市ですが、の名護市辺野古移設をめぐる県民投票は、2月24日投開票の結果、辺野古沿岸部の埋め立てに反対が有効投票の72.2%、43万4,273票、賛成は19.1%、11万4,933票、どちらでもないは8.8%、5万2,682票となりました。投票率は52.48%であります。市町村ごとに見ますと、全41市町村で反対が賛成を上回り、新基地建設の進む名護市では反対が73%、普天間飛行場を抱える宜野湾市でも66.8%となりました。沖縄タイムスが、県民投票後の25日までに県内全市町村長に対し、日米両政府は結果を尊重すべきかを聞いた結果、41人中30人、73%が尊重べきだと回答、どちらとも言えないは9人で、無回答は2人、尊重すべきでないはゼロでした。

このように、沖縄の民意は、県知事選挙、衆議院議員補欠選挙でも重ねて示されてきたこともあわせ、圧倒的に埋め立て反対です。しかし、国は、埋め立てを強行し続けています。これは、地方自治や民主主義の原則もないがしろにする暴挙と言わざるを得ません。

安倍首相は、事あるごとに、沖縄に寄り添うなどと口にします。23日の沖縄慰霊の日の追悼式では、基地負担の軽減に全力を尽くすと述べたときに、会場からは「うそつき」とのやじが飛びました。厳粛な式典でのやじを肯定するわけではありませんが、米軍基地の過剰な負担を強いられ、民意を無視され続けている沖縄県民のやりきれない悲痛な思いのあらわれだと理解いたします。

沖縄県は、辺野古埋め立て承認の撤回処分を行いました。理由として、（1）事前協議を行わずに工事を開始した違法行為、（2）軟弱地盤、活断層、高さ制限及び返還条件など承認後に判明した問題、（3）サンゴやジュゴンなどの環境保全対策の問題、これらが認められ、災害防止や環境配慮、国土利用の観点から、公有水面埋立法に基づき撤回に至ったと説明しました。

これに対し、防衛省は、行政不服審査法を悪用し、一般私人と同様な立場からという無理くりで不服申し立てを行い、国交省がこれを認めました。そもそも同法は、国民の権利、救済を目的とする法律です。国が国に救済を求めるなどということは、国による法の乱用であり、不適法と断じざるを得ません。

米軍普天間飛行場の危険除去には、辺野古移設しかないと政府は強調します。しかし、2017年6月の国会答弁で、当時の稲田朋美防衛相は、辺野古移設以外のほかの条件が整わなければ普天間は返還されないとの認識を示しました。稲田氏は、2013年の日米合意で示された8つの返還条件、このうち緊急時の民間施設の使用改善について米側と調整できず、返還条件が整わなければ普天間飛行場は返還されないと述べました。辺野古が完成しても、8つの条件が整わ

なければ返還はしないという日米合意があるということです。

辺野古の滑走路は1,800メートルで、普天間の2,700メートルに比べ短いことから、米側は、緊急時の滑走路の長い民間施設の使用を求めています。これは、那覇空港などを想定したものと推測されていますが、とんでもないことです。県民の理解など得られるはずもありません。

普天間返還と同じ沖縄に関する特別行動委員会（SACO）合意で、日本の予算で移転した嘉手納飛行場の旧海軍駐機場を移転後も米軍が使用したことから、普天間も本当に返還されるのかという疑念も広がっています。

安倍首相が、辺野古への移設は基地をふやすものではないと発言したことに對して、玉城沖縄県知事は、強襲揚陸艦など係留できる護岸機能を付与し、弾薬搭載エリアなど普天間にはない機能を持たせる基地は新基地であると強調しました。今回の辺野古基地建設は、移設などではなく、紛れもない新基地建設であり、基地負担軽減、危険除去とは無縁の米軍強化再編の一環であることは明らかです。

国土の0.6%しかない面積に70%以上の米軍占用施設が集中する沖縄県の皆さんが、今、直接民主主義で示した民意も地方自治権も踏みにじられている現状を見て、本土に暮らす私たちは、これを人ごととせず、当事者意識を持って、問題の解決に向け行動すべきと考えます。

今陳情の願意は妥当であり、採択すべきものと判断いたします。

沖縄の心に思いをはせ、沖縄県民に寄り添い、心からの連帯を込め、反対討論とさせていただきます。

以上です。皆さんのご賛同をお願いします。

**議長（山本光俊君）** 次に、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** ほかに反対者の発言はありますか。

12番 布施谷裕泉君、登壇。

（12番 布施谷裕泉君登壇）

**12番（布施谷裕泉君）** 12番 布施谷裕泉。

陳情第4号における委員長報告に対し、反対の立場で討論を行わせていただきます。

去る6月23日沖縄では、太平洋戦争末期の沖縄戦で犠牲となった20万人超と言われている戦没者の慰霊祭が行われています。玉城知事は、挨拶で、2月の県民投票の結果を踏まえ、改めて辺野古移設断念を求めています。

日本全国における米軍施設の7割を沖縄に押しつけていることに、そして米軍の特権を認める日米地位協定は、今に至るも見直しができないという現状に対し、一地方議会であるからこそ、そこを認識し、理解を示すことは必要であると考えます。

安倍首相初め、関係閣僚は、事あるごとに、沖縄に寄り添うとの文言を使っていますけれども、沖縄県民意識において実態とかけ離れている点では、これほど空虚な扱い方はないと感じております。



改めて、陳情第4号は、採択の上、例えば、沖縄の民意を尊重し、新基地建設を強行しないことぐらいの意見書は提出すべきだと考えています。

よって、今回の陳情第4号を不採択とした委員会報告には、反対をとらせていただきます。以上です。

**議長（山本光俊君）** ほかにありませんか。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論を終わります。

陳情第4号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第4号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

**議長（山本光俊君）** 起立2人で、少数です。

したがって、陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきものとする意見書採択を求める陳情については、総務産業常任委員長長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

#### 4 陳情第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

**議長（山本光俊君）** 日程第4 陳情第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書を上程し、議題とします。

陳情第5号につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、総務産業常任委員長から会議規則第75号の規定によって、継続審査の申し出がありました。

お諮りします。陳情第5号について、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（山本光俊君）** 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書は、総務産業常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定されました。

---

#### 5 陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

**議長（山本光俊君）** 日程第5 陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を上程し、議題とします。

陳情第6号につきましては、去る6月14日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 望月貞明君登壇)

総務産業常任委員長(望月貞明君) 6番 望月貞明。

それでは、陳情についての報告をいたします。

令和元年6月27日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

総務産業常任委員長 望月貞明

### 陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

#### 記

1. 受理番号 第6号
2. 受理年月日 令和元年5月24日
3. 件名  
(陳情第6号) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情
- 陳情者 中野市三好町1-1-19  
中高地区労働組合連合会  
議長 畔上 稔男
4. 付託年月日 令和元年6月14日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

以上。

若干説明させていただきます。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情につきましては、同じ陳情が昨年9月議会に提出されており、採択されております。その後、10月から最低賃金が改定されましたが、まだまだ最低賃金の改善が必要と判断し、全会一致で採択すべきものとなりました。皆様のご賛同をお願いいたします。

議長(山本光俊君) これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(山本光俊君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第6号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、陳情第6号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

---

## 6 陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

議長（山本光俊君） 日程第6 陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を上程し、議題とします。

陳情第7号につきましては、去る6月14日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 望月貞明君登壇）

総務産業常任委員長（望月貞明君） 6番 望月貞明。

それでは、陳情第7号について審査報告をいたします。

令和元年6月27日

山ノ内町議会議長 山本光俊様

総務産業常任委員長 望月貞明

### 陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

#### 記

1. 受理番号 第7号
  2. 受理年月日 令和元年5月29日
  3. 件名  
（陳情第7号）米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情  
陳情者 沖縄県宜野湾市真栄原2丁目15番10号  
宜野湾市民の安全な生活を守る会  
会長 平安座唯雄
  4. 付託年月日 令和元年6月14日
  5. 審査結果 趣旨採択すべきものと決定
- それでは、審査結果について若干説明させていただきたいと思います。

陳情第7号につきまして、73年間にわたる普天間市民の危険除去を考えると、普天間基地の辺野古への移設は絶対条件であり、やむを得ない。また、辺野古への移転工事は法的に問題なく進んでいるので、賛成の意思を示し、あえて移設工事を促進する意見書を出さない趣旨採択が妥当である。政府が移転を進めているので、これは不採択にしてもよいのではないかなど、意見はさまざま出ましたが、採決の結果、賛成多数で、この陳情につきましては趣旨採択とさせていただきますことと決定いたしました。皆様のご賛同をお願いいたします。

**議長（山本光俊君）** ここで議場整理のため、暫時休憩します。

（休憩） （午後 2時34分）

---

（再開） （午後 2時36分）

**議長（山本光俊君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 発言の訂正

**議長（山本光俊君）** 望月総務産業常任委員長より発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

望月総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 望月貞明君登壇）

**総務産業常任委員長（望月貞明君）** 6番 望月貞明。

それでは、先ほどの中で、陳情者の住所が間違えて読みましたので、訂正させていただきます。正しくは、沖縄県宜野湾市真栄原2丁目15番地10号です。

以上、訂正させていただきます。

---

**議長（山本光俊君）** これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

**9番（渡辺正男君）** 総務産業常任委員長にお尋ねをいたします。

この陳情に対しまして、先ほどと同じですが、担当課の説明員を招致したのか。また、審査に要した時間、それから審査に当たって用いた資料についてお願いしたいと思います。

**議長（山本光俊君）** 望月総務産業常任委員長。

**総務産業常任委員長（望月貞明君）** 役場の担当は招致いたしませんでした。それから、用いた資料についてはございません。それから、かかった時間については、30分程度と思います。

以上です。

**議長（山本光俊君）** よろしいですか。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、委員長報告に対し、反対者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を趣旨採択すべきものとした総務産業常任委員長の報告に対し、反対の立場から討論いたします。

本陳情は、先ほどの陳情第4号の趣旨とは正反対の内容であります。2月に行われた県民投票の結果には全く触れておらず、72.2%もの埋め立て反対の圧倒的民意、普天間を抱える宜野湾市民でも66.8%、3分の2以上が反対をしている事実も完全無視。移設反対派と称して、県知事を初め、県民に対して敵意むき出しで、事実ねじ曲げの主張を繰り返しています。

本陳情中、軟弱地盤の問題も、多少の工期延長はあれ、事態が進展することには変わりはないという部分ですが、問題となっている軟弱地盤は、最も深いところで水深90メートル、海面から海底まで30メートル、それにプラス地中60メートルに達することがわかっています。防衛省沖縄防衛局が、2014年から2016年までに行った海底掘削、ボーリング調査では、軟弱地盤は最も深いところで約70メートルとされていましたが、防衛局が、ことし1月、国交省に提出した資料には、追加のボーリング調査結果が記されていて、大浦湾の東側にあるC1護岸の下に水深30メートルの海底面から下に60メートルにわたって軟弱地盤の層がありました。一般的に、マヨネーズ状というふうにも言われております。

また、政府は、地盤改良で、埋め立て区域の大浦湾側の砂ぐいを打ち込みますが、護岸部分はサンドコンパクションパイル（SCP）工法で3万8,945本、埋め立て部分はサンドドレーン工法で3万7,754本、あわせて7万6,699本にも、これはくいの数ですが、なることがわかりました。

地盤改良区域の面積は65ヘクタール、新基地建設の埋め立て区域160ヘクタールの4割近くにもなります。さらに、砂ぐいに使用する砂の量は、東京ドーム5.25杯分に当たる約650万立方メートルに達します。

日大理工学部准教授土木工学専門の鎌尾彰司さんは、「水深70メートルの地盤改良工事の実績も聞いたことがなく、水深90メートルとなると、想像もつきません。90メートルに対応できる地盤改良船が国内にあるとは考えにくく、極めて困難な作業になることは避けられません。作業船が届くところまで砂ぐいを入れ、その下は軟弱地盤を未改良のままにするしかないでしょう。護岸を置いた後、護岸、改良した砂、埋め立て土の重さが未改良地盤に伝わるため、地盤沈下を許容した基地となるしかないと思います。しかしながら、護岸は、埋め立て区域を支える最も重要な箇所です。護岸が沈下、変形するようでは、埋め立て自体が成り立たなくなります」と語っています。

多少の工期延長どころか大幅におくれることが予想されています。世界にも施工例のない、

これだけの大がかりな地盤改良工事には、最低でも5年はかかると政府は米側に伝えています。

陳情者である宜野湾市民の安全な生活を守る会は、県民投票前の琉球新報の記事に登場しています。これは、「不確か情報チラシ拡散、県民投票、最高裁判決を曲解」、曲がって解釈するという意味ですね、との見出しがつけられています。記事では、米軍普天間飛行場の移設に伴う名護市辺野古の新基地建設で、県による埋め立て承認取り消しの是非が争われた最高裁判決に関し、不確かな情報を含む複数のチラシが県内各地で数万枚単位で配布されていることがわかったと報じています。宜野湾市民の安全な生活を守る会と記されたチラシは、県民投票は「最高裁判決に違反？」と見出しに書き、発行した男性は、取材に対し、県民投票が違法というわけではないと誤った記述があることを認めた上で、日本国憲法は国際法を遵守しなければならないと述べている。地方に権限がないことをなぜやるのかと述べたとされています。県は、これに対し、県民投票が県民からの直接選挙で制定された条例によって実施が決まっているとした上で、最高裁判決とは無関係だと、これを否定しています。

この問題のチラシを発行した男性というのが、ほかならぬ元宜野湾市議会議員の平安座唯雄です。さらに、今回の県民投票が一部の反基地運動だとして関連予算の返還を求める住民監査請求を行っています。平安座さんは、一部の皆さんのための反基地運動のための県民投票であって、私はこういう県民投票自体がなじまない。辺野古の埋め立てに反対する県が中立な県民投票の広報を行えるはずがなく、広報予算5億5,000万円の支出は不当だと主張しています。また、沖縄県と故翁長知事に対し1億2,000万円の慰謝料を求め、訴えたのもこの団体、この人です。

陳情にある普天間飛行場の危険性を除去する唯一の方法は辺野古移転しかないとの主張は、沖縄県民投票で示された圧倒的多数の民意を真っ向から否定するものです。これを趣旨採択することは、沖縄の心、ひいては地方自治の理念も民主主義の原則も踏みにじることにつながります。議員各位の賢明なる判断をお願いして、反対討論といたします。

以上です。

**議長（山本光俊君）** 次に、賛成者の発言を許します。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論を終わります。

陳情第7号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は趣旨採択であります。

陳情第7号を総務産業常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

**議長（山本光俊君）** 起立9人で、多数です。

したがって、陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情は、総務産業常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定されました。

---

## 7 発委第2号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

議長（山本光俊君） 日程第7 発委第2号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

望月総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 望月貞明君登壇）

総務産業常任委員長（望月貞明君） 6番 望月貞明。

それでは、発委第2号について、説明させていただきます。

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和元年6月27日提出

総務産業常任委員長 望月貞明

令和元年6月 日議決

山ノ内町議会議長 山本光俊

それでは、本文のほうを読みます。

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を  
求める意見書（案）

労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキングプアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が「賃上げによる経済の好循環」を目指すことは理論的には正しい。

2018年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給985円、長野県では821円、最も低い地方では761円に過ぎず、フルタイムで働いても月11万円から14万円しか得られず、これではまともな暮らしはできない。また、地域間格差も大きく、長野県と東京では、同じ仕事をしていても時給で164円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円を目指す」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べた。しかし、2010年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした「政労使による三者合意」が成立している。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進国のグローバルスタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への

改正と金額の大幅な値上げが必要である。欧州の先進国の最低賃金は、購買力平価換算で時給額1,000円以上、月額20万円以上は普通であり、こうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。その実現を保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を拡充しながら最低賃金を引き上げる必要がある。人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立すれば、だれもが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を引き上げること。
- 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させること。
- 3 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保障負担や税の減免制度などを実現すること。
- 4 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買いたたきや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。
- 5 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

内閣総理大臣 安倍晋三 様  
財務大臣 麻生太郎 様  
厚生労働大臣 根本 匠 様  
経済産業大臣 世耕弘成 様

長野県山ノ内町議会議長 山本光俊

以上です。皆さんの賛同をお願いいたします。

**議長（山本光俊君）** 質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第2号を採決します。

発委第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（山本光俊君）** 起立全員です。

したがって、発委第2号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支



援策の拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

## 8 発委第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

議長（山本光俊君） 日程第8 発委第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

湯本議会運営委員長、登壇。

（議会運営委員長 湯本晴彦君登壇）

議会運営委員長（湯本晴彦君） 4番 湯本晴彦。

発委第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和元年6月27日提出

議会運営委員長 湯本晴彦

令和元年6月 日議決

山ノ内町議会議長 山本光俊

意見書ですけれども、

### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林の荒廃や、たび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的、公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要である。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化させることが必要で

ある。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月 日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

総務大臣 石田真敏 様

財務大臣 麻生太郎 様

農林水産大臣 吉川貴盛 様

国土交通大臣 石井啓一 様

長野県山ノ内町議会議長 山本光俊

ちょっと若干補足説明させていただきます。

この意見書のとおりではございますが、当町は過疎地域として認められてから、今後の公共施設の老朽化や15%の削減目標など今後のことを考えていくと、過疎債を代表とする過疎対策を今後継続しないで町の政策を進めていくことはとても考えられないということが考えられます。むしろ、拡充、強化を求めるぐらいではないかというふうにも思います。

先ごろの議会運営委員会で、こちらの意見書に関する議案を議したところ、全会一致で意見書提出を決定いたしました。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします

**議長（山本光俊君）** 質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（山本光俊君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（山本光俊君）** 起立全員です。

したがって、発委第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

- 
- 9 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 10 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 11 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
  - 12 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
  - 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（山本光俊君） 日程第9から日程第13までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申し出のとおり議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

議長（山本光俊君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

---

議長（山本光俊君） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、令和の時代に改まって初めての定例会でありました。また、第18代の町議会として初めての定例会でもありました。6月14日から本日までの14日間の会期でありましたが、一般質問におきましては10名の議員が登壇され、産業振興、教育や福祉など町の諸課題についてさまざまな見地から活発な論戦が展開されました。

議案審査では、一般会計補正予算を初め、契約の締結、条例の一部改正など、重要案件についてご審議をいただきました。

本会議、委員会での意見や提言につきまして、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

本定例会中、管内視察にも精力的にお取り組みをいただきました。その成果につきましては、今後の議会活動を通じ、町政発展に生かされますようお願い申し上げます。

また、議場での振る舞いや一般質問のあり方等について、一部で課題が残された定例会でもありました。今後の議会活性化の取り組みの中で、改めて検討をお願いするとともに、議員一人ひとりが自覚を持って行動することを期待したいと思います。

本日ここに、無事、閉会を迎えられることを改めて感謝申し上げますとともに、議員、理事者、管理職各位には重ねて御礼を申し上げます。

結びに、これから本格的な夏を迎え、いよいよ暑さも厳しくなっております。議員各位、理事者、管理職各位におかれましては、健康には十分留意され、「人と自然を育み、次世代へつなげる温もりのあるまち」の実現に向け一層のご尽力をお願いし、各位のご活躍とご多幸を祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

---

**議長（山本光俊君）** 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

**町長（竹節義孝君）** 令和元年第4回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、6月14日から14日間の会期中、各常任委員会の管内視察を初め、3日間の一般質問では、改選後初議会であり、町の将来ビジョン、産業振興、子育て・教育問題などを中心に活発なご議論をいただきました。また、提案しました全ての案件につきまして、原案どおりご承認いただきありがとうございました。

ことしも6月7日、宇木区の土木懇談会を皮切りに、各区との行政懇談会、土木懇談会が8月上旬まで予定されています。6月議会での補正予算に基づき、各地区での現地調査や行政懇談を踏まえ、緊急度の高いところから対応してまいります。

なお、全て要望どおりとはならないことも想定されますが、事業内容により、県への要望、9月補正、実施計画への計上、来年度当初予算の対応などに努め、安心・安全なまちづくりの基盤整備に対応してまいります。

一方、国庫補助事業として、令和元年度山ノ内町関係分20カ所、約9億6,000万円が確定し、未着工の平成30年度2次補正分1億4,000万円と合わせて約11億円分が発注されます。主な事業として、ルート292情報板、本郷交差点用地取得、志賀1号トンネル、十二沢旧第一発電所上の道路拡幅改良、道の駅隣の公衆トイレ、夜間瀬川の樹木伐採、横湯川や寒沢の砂防工事、一ノ瀬、安代、沓野の急傾斜工事などがあります。

また、県単事業としても11カ所、1億1,000万円分が確定し、主な事業は、ルート403、ルート292、奥志賀公園線の道路改良、舗装修繕、交通安全対策のほか、夜間瀬川、角間川、三沢川の河川維持の整備などがあります。今後、工事内容によっては、地元説明がされたり、また、工事期間中、ご不便をおかけする場合がありますが、格段のご配慮をお願いいたします。

社会体育館が老朽化し、耐震問題もあり、長らく休館していましたが、関係者からの要望もあり、体育館の補強工事や解体を検討してみたものの、当時15年ほど前でございますけれども、概算見積もりで1億5,000万円ほどの純町費で対応せざるを得ないという状況がございました。非常に、補助金や起債もなく純町費のため、自立の町として、統合保育園や小・中学校の耐震補強を優先し、財政見通しが立ったら解体、後利用を検討する方針となりました。このため、庁内に副町長をキャップとした公共施設整備検討委員会を設置し、検討を重ねる中、一部老朽化した教員住宅などの施設の単純解体や多目的での再利用も図ってまいりました。

近年、国でもこうした全国の状況を踏まえ、公共施設の15%削減方針を示されました。しかし、各自治体では、財政問題がネックとなり思うように進捗しないことから、単純解体ではな

く再利用し活性化につながる計画であることを条件に、起債、補助制度が設けられました。長年の懸念であった社会体育館を解体し、（仮称）湯田中温泉公園として整備することを国・県のほうへ打診したところ、具体的な計画内容をとのことでしたので、6月14日、町と地元関係者5名で（仮称）湯田中温泉公園整備研究会を発足しました。今後、国の補助金や起債見込みがつき次第、組織も建設委員会に改め、当然メンバーもふやし、かつ整備計画（案）を示してまいりたいと思います。今後、実施計画の中でも具体的な整備計画をお示ししますが、平和の丘公園の一部として、みろく児童公園も含め整備をしてまいります。

6月16日、消防ポンプ操法大会が開催されました。小型ポンプ操法では、1位、東部分団上条部、2位、東部分団星川部、ポンプ車操法では、1位、西部分団となり、それぞれ7月7日の北信大会に町代表として出場されます。県大会をかけて、ご健闘を期待しております。なお、本年度より、町ではラップ操法大会がなくなりました。

がんばる農業就農奨励金を設けて9年、近年、10人前後の新規就農者がありました。特に、サンふじを初め、リンゴ、ブドウが好調であったことに加え、12年前に新たに導入しましたシャインマスカットの苗木や、巨峰、ピオーネのジベ処理の補助導入により、生産拡大、JAとの首都圏、中京、関西圏へのトップセールス、また市場や仲卸商との志賀高原会の設立、産地交流などにより信頼を得る中で、農業に対する期待も高まっています。家業の農業に意欲のある方、親の高齢化等によりUターンされる方、当町の果樹に魅力を感じIターンされる方などさまざまですが、新規就農者は、昨年は14人と過去最高となりましたが、ことしはさらにふえ、18人を予定してございます。これからも「だから旨い！清流育ち…」のキャッチフレーズのもと、JAや生産者、また、ことし初めて県農政部マーケティング室に職員を1名派遣しましたので、協力し、志賀高原ブランドとして「地産外商、地産旅消」に努めてまいります。

6月15日、令和元年度の北信州森林祭が中野市間山公園で開催されました。議会、みどりの少年団の皆さんにもご参加いただき、盛大に開催できました。北信林業振興会長の立場も含めて、改めて御礼申し上げます。

日本の皇族の方々は、それぞれのシンボルマークとしてお印が決められており、天皇陛下の梓（別名ミズメ）、皇后陛下のハマナスを、今回、ご即位の記念として植樹いたしました。

なお、北信地域振興局や6市町村へも今後苗木を配布し、ご即位のお祝いの記念植樹をお願いしてまいりたいと思っております。

最近、高齢者の交通事故が多発しており、とうとい命が失われ、けがをされたりするケースも多く、運転免許証の自主返納がマスコミで注目されています。都会と田舎の交通事情の違いはありますが、自主返納される高齢者の方には、町として新たに福祉乗り物乗車券を交付し、支援してまいりたいと思っております。

政府のインバウンド対策の一つ、国立公園満喫プロジェクト、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業を推進するため、利用計画策定が必須条件であり、地元関係者を中心に、4月24日、利用拠点計画策定協議会を設立、6月20日に計画内容を決定し環境省に申請しました。主な内

容は、志賀高原内の廃ホテルの撤去、志賀高原総合会館のトイレの洋式化、山ノ内町の公衆トイレの洋式化、Wi-Fi整備、これは屋外の方でございますけれども、多言語のサイン、標識の整備などです。総額約12億円で、国で2分の1の補助、事業内容によっては町や地主の和合会などが負担する計画でございます。

なお、事業量が多く、多額な費用がかかることから、全て一度に対応することではなく、とりあえず計画に入れ、予算や条件が整ったところから実施計画、予算措置をして整備する予定でございます。

7月4日公示、7月21日投票で、参議院議員選挙が執行される予定です。町選挙管理委員会と協力し、国政への大切な一票を投票していただくよう投票率アップに努めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、議員各位におかれましては、梅雨のさなかであり、これから迎える暑い夏の季節、健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されることを祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございます。

---

## 閉 会

**議長（山本光俊君）** これにて令和元年第4回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。

(閉 会) (午後 3時15分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員